MINAMI NETWORK
南ネットワーク
小倉南法律事務所広報誌
http://k-minamilaw.jp/
小倉南法律 検索

No.58 (2020.1.1)
発行者：小倉南法律事務所
編集者：高　木　健　康
〒802-0972
北九州市小倉南区
守恒1-11-5　寿康ビル２階
TEL：093－963－1731
FAX：093－963－1732

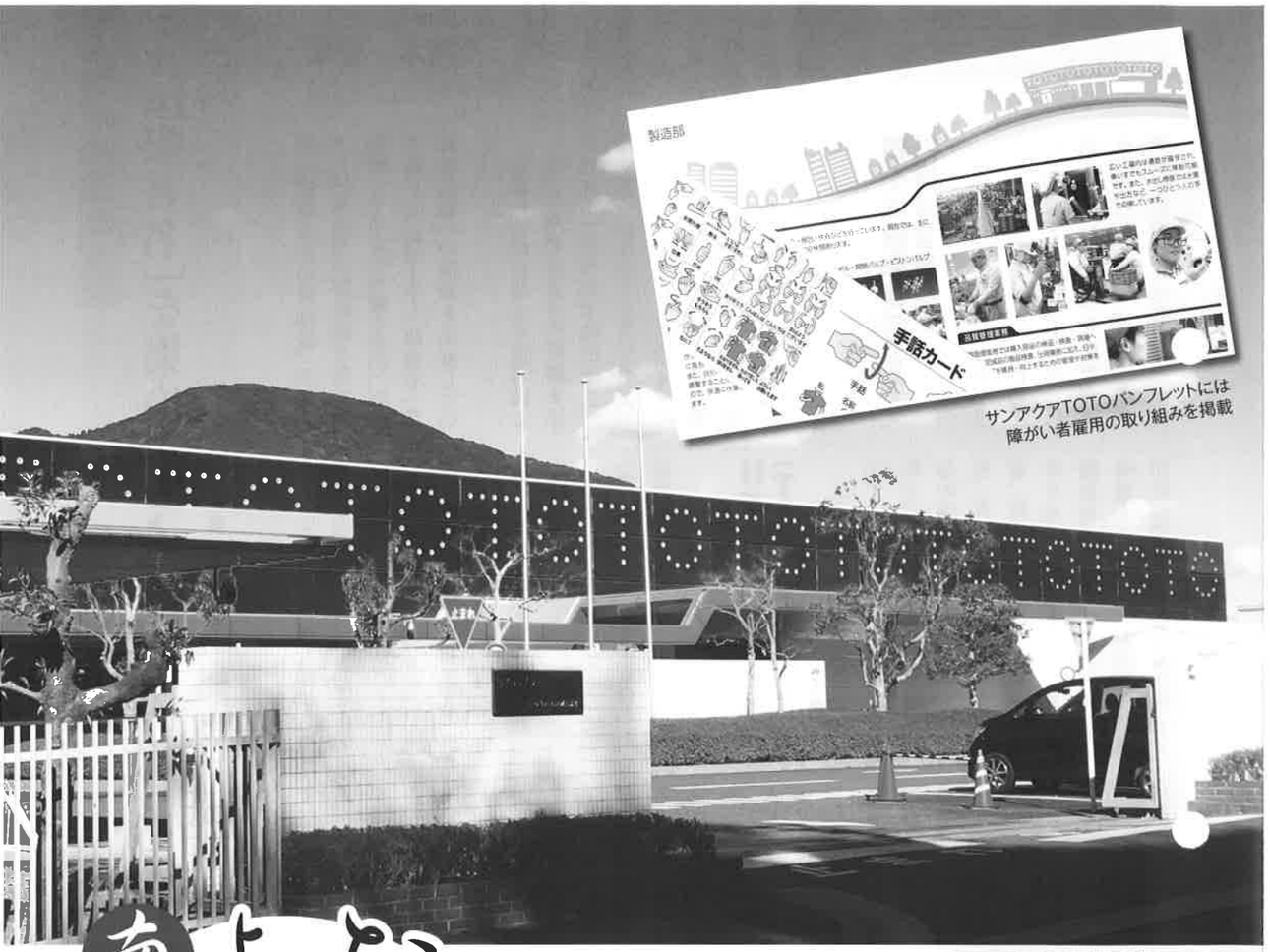

サンアクアTOTOパンフレットには
障がい者雇用の取り組みを掲載

南よいとこ

サンアクアTOTO
〈北九州市小倉南区舞ヶ丘〉

「障がいの有無に関わらず、一人ひとりの能力と個性が活かせる会社でありたい」
ホームページより

福岡県・北九州市とTOTOの共同出資の会社です。工場見学に行って、感動しました。予約が必要です。

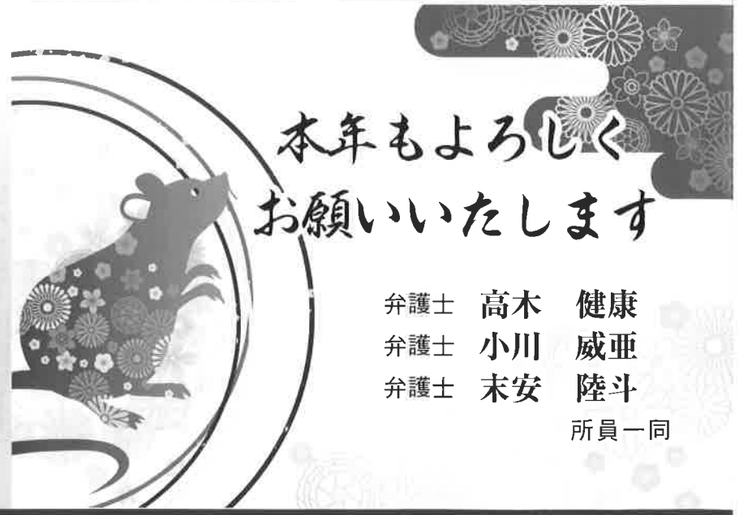

弁護士　高木　健康
弁護士　小川　威亜
弁護士　末安　陸斗
所員一同

R.E.P.O.R.T 事件報告

あきれた市議の「海外視察」について

弁護士
小川　威亜

海外視察費800万円の返還求める

小川が幹事を務める市民オンブズマン北九州では、2019年2月8日に、海外視察費用約800万円の返還を求める住民訴訟を提起しました。

これは、北九州市議8名が、「海外視察」と称して、2018年6月24日からの7泊8日でスペイン及びフィンランドを訪問した際の費用の返還を求める裁判です。この「視察」については、テレビ局が追跡取材を行い、取材で確認できた視察がわずか9時間であったことや、昼間からアルコールを飲んだり、買い物を楽しんだりする市議の様子が放映されています（今でも、ネット上で見ることが出来るかも知れません）。

視察とは名ばかりの観光では？

オンブズマンは、裁判において、ヨーロッパ訪問するために「視察」の目的が決められた疑いや、サクラダファミリアなどの名所巡りをしなければ日程を2日間短縮できたと思われることなどを指摘しています。

市議側からは、「視察」の成果を踏まえた議会での関連質疑を行っている、報告書も提出している、などの反論が出ています。しかし、議会での質疑は、テレビ放映後に行われたパフォーマンスですし、報告書も「視察」の成果といえるような内容ではありません。

市議会は、テレビ報道を受けて今後の海外視察の中止を決めていますが、これもオンブズマンからすると、「視察」がその名に値しない海外旅行であったことを認めるようなものと言わざるを得ません。

この問題をとりあげたテレビ放送の様子

福岡地裁で証人尋問があります

今年中に、「視察」に行った市議の何名かに対する証人尋問が行われる見通しです。福岡地裁本庁で行われますが、是非とも、傍聴において下さい。そして、この問題への関心を失うこと無く、次回選挙の投票の参考にして頂きたいと思います。

MINAMIKAZE

核兵器禁止条約に反対する政府。COP25では、石炭火力発電推進で化石賞をもらう政府。辺野古新基地建設やリニア新幹線など環境を破壊する政府。原発事故後も原発を推進する政府。

こんな政府は、わたしたちの手で変えよう。

花シリーズ No.58

かれんな少女のような花
ネモフィラ
（別名:瑠璃唐草）

青空のようなブルーの花。
空と溶け込むように丘一面にネモフィラ。
花の中心がまるで雲のように白く、
「綺麗！」
雲の上にいるようです。

花言葉：「可れん」「あなたを許す」
「どこでも成功」

核兵器廃絶運動の前進を
「ヒバクシャ国際署名」を集めましょう

弁護士 高木　健康

広島・長崎から75年

1945（昭和20）年8月に広島と長崎に原子爆弾が落されて、今年で75年です。核兵器を無くしたいと言う世界の人々の願いにもかかわらず、いまだに核兵器競争は続いています。中距離核戦力撤廃条約の失効後、米トランプ政権は核兵器搭載可能な中距離ミサイルの実験を行い、対抗するロシアのプーチン政権も「最新鋭兵器」の開発を公言しています。

地球滅亡の時間を午前0時として、地球最後までの時間を示す時計「世界終末時計」では、残り2分になってしまいました。人類滅亡ギリギリタイムです。

昨年11月には、フランシスコ教皇も長崎、広島で、「核なき世界」実現への努力を結集するよう国際社会に呼びかけました。

残り時間は2分

核不拡散条約（NPT）再検討会議の年

1970年に発効した核不拡散条約（正式名称「核兵器の不拡散に関する条約」、NPT）は、核大国が核独占体制を維持するために作ったものですが、核軍備撤廃の交渉義務（第6条）を明記したことで、核保有国にも核軍備撤廃交渉の義務を課すものです。

さらに、NPTでは、5年に一度、条約の履行状況を検討する「再検討会議」を開催することを定めており、今年が再検討会議の年になります。

再検討会議の中で核兵器廃絶への道筋をどう切り開くのかが、国際社会に問われています。

日本も核兵器禁止条約（TPNW）の批准を

2017年、国連に加盟する122ヵ国の賛成で核兵器禁止条約が採択されました。核兵器使用の非人道性を根拠に、その開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、使用及び使用の威嚇等を全面的に違法とする初の国際条約です。核兵器禁止条約が発効するには、50か国での批准が必要ですが、2019年末までに80か国が署名し、既に34か国が批准しています。この条約が発効すれば、核保有国への圧力はさらに大きなものとなるでしょう。

ところが、唯一の被爆国である日本の政府は、核兵器禁止条約に反対し、批准をしようとしません。被爆国である日本こそ、世界の先頭に立って核兵器禁止条約の批准をすべきです。

核兵器廃絶デモ

原水爆禁止世界大会が、ニューヨークで

このような状況の中で、核兵器全面禁止・廃絶をめざし、今年の4月に原水爆禁止世界大会がニューヨークで初めて開かれます。大会では、人類の安全を脅かしている気候変動や格差社会、経済、人権、労働の問題などについても話し合われます。被爆者を先頭に、日本と世界の反核・平和運動は、マンハッタンでの最大のアピールとしてパレードや共同で署名を提出します。

被爆者署名1000万を超える

「ヒバクシャ国際署名」を集めましょう

この大会期間中、国連でNPT再検討会議が開かれます。核保有国に対し、核兵器のない世界を実現するとの約束の実行を迫らなければなりません。

そのためにも、核兵器廃絶を求める「ヒバクシャ国際署名」が必要です。現在全国で1000万を超える署名が集められ、日本の自治体では1173人の首長が賛同の署名をしています。

世界を変えるチャンスを私たちの手で作りましょう。「ヒバクシャ国際署名」を集め、ニューヨークへ届けましょう。ご協力をお願いします。

債権法改正

弁護士 末安　陸斗

1 はじめに

令和2年4月1日より、民法の規定が大きく変わります。民法は、私法の中で一般的な適用範囲をもつ最も基本となる法律となります。そのため、今回の法改正では、私たちの生活に大きな影響を及ぼす事になります。

また、今回の法改正は、約120年ぶりの大改正と言われています。現行民法は、総則、物権、債権、親族、相続の全5編から成り立っておりますが、このうち、「総則」、「債権」の規定が改正をされました。

法改正事項は多岐にわたりますが、紙面の関係もありますので、その中でも重要な部分について簡単に説明をすることにします。

2 消滅時効について

(1)消滅時効とは?

消滅時効とは、権利を行使しないまま一定期間が経過した場合に、その権利を消滅させる制度です。つまり、他人に対して権利を持っていたとしても、一定期間何らアクションをしない場合は、その権利の行使をすることができなくなるという制度です。

(2)消滅時効の一律化

現行民法では、権利を行使することが出来る時から10年としており、職業別の短期消滅時効および商事消滅時効が規定されていました。

しかしながら、今回の改正で、消滅時効を単純化し、分かりやすくなりました。具体的には、「権利を行使することができることを知った時」から5年間行使しない時、又は債権者が「権利を行使することが出来る時」から10年間行使しないときは、債権は時効によって消滅するということになりました。

また、生命身体の侵害による損害賠償請求はその保護の必要性から、特則が定められ、「損害及び加害者を知ったときから20年」「不法行為の時から20年間」とされました。

3 法定利率について

(1)法定利率の適用場面について

たとえば、お金の貸し借りをした場合に、当事者間で利息の定めをしていない場合や、交通事故における損害賠償などの遅延損害金のように約定利率の定めが無い場合に、法定利率は適用されます。

(2)問題点について

現行民法では、法定利息は、民事で年5%、商事で年6%と定められております。しかしながら、昨今では、市場は低金利になっており、現行民法の規定では、市中金利を大きく上回る事になっています。

(3)改正法の規定について

そのため、改正法では、年3%に引き下げされ、3年ごとに法定利率を見直すという規定になりました。また商事法定利率は廃止され、商行為によって生じた債務についても、民法に規定する法定利率を適用することとなりました。

4 保証について

(1)保証とは?

保証とは、主債務者が債務の支払をしない場合に、これに代わって支払をすべき義務の事を言います。

(2)保証人の保護

保証人は、債務者の返済によっては、想定外の多額の債務を被るおそれがあります。特に、将来発生する不特定の債務の保証をした場合（この保証を「根保証」といいます）は、保証契約時に全ての債務を把握している訳ではありませんので、その危険性は高まることになります。

(3)改正法の規定について

改正法では、根保証契約については、全て保証の上限額を定める極度額の定めが必要とされました。また、保証人に対する情報提供義務の規定が定められました。これにより、保証人は主債務の返済状況等につき知ることができるようになりました。

加えて、事業用融資における個人保証の際には、原則として公証人があらかじめ保証人本人から直接保証意思を確認されなければならないと定められました。

5 おわりに

以上説明したものに加え、債権譲渡の規定や定型約款の規定も新設等されており、法務省のホームページ等にも分かりやすく説明がされております。当事務所へもお気軽にご相談ください。